

学校感染症における出席停止の基準と登園目安について

〈第1種 学校感染症〉感染症法に規定される感染症

病名	出席停止期間
エボラ出血熱	治癒するまで
クリミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルグ熱	
ラッサ熱	
急性灰白髄炎(ポリオ)	
ジフテリア	
重症急性呼吸器症候群(SARS)	
中東呼吸器症候群(MERS)	
特定鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9)	

〈第2種 学校感染症〉空気感染または飛沫感染のため、学校において流行する可能性が高い感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

〈第3種 学校感染症〉学校において流行する可能性がある感染症

病名	出席停止期間
コレラ	治癒するまで
細菌性赤痢	治癒するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで
腸チフス、パラチフス	治癒するまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで

〈その他 主な学校感染症〉出席停止ではないが医療機関において適切な治療が必要な感染症

病名	出席停止期間
感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者
サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症	下痢が軽減
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い者
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良い者
溶連菌感染症(主にA群溶血性レンサ球菌感染症)	適切な抗菌薬療法開始後24時間経過
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態の良い者
RSウイルス感染症	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良い者
EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復した者
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペス、歯肉口内炎のみであれば、マスク等をして登園可能。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席
手足口病	全身状態が安定している場合は登園可能
ヘルパンギーナ	
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席停止の必要はないが、炎症症状の強い場合は医師の診断
伝染性軟属腫(水いぼ)	
アタマジラミ症	出席停止の必要はないが、早期に適切な治療を要す